

大分県報

令和五年
号外（一〇八）
十二月十三日

（水曜日）

目次

規則

大分県事務委任規則の一部改正……………一
大分県旅館業法施行細則等の一部改正……………二

規則

大分県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第五十号

大分県事務委任規則の一部を改正する規則

大分県事務委任規則（昭和四十三年大分県規則第六十号）の一部を次のように改正する。
別表第一の一の項中「昭和四十六年大分県人事委員会規則第五号」を「昭和四十九年大分県人事委員会規則第十八号」に改める。

別表第三の振興局の長の部の二十三の項中「大分県営土地改良事業分担金等徴収条例を」を「大分県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和四十五年大分県条例第十四号）を」に改め、「大分県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則」の下に「（昭和六十三年大分県規則第五十六号）」を加え、同表の保健所の長の部の十六の項第七十八号中「法第三十五条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同表の十九の項第二号中「及び第六十八条第一項」を「（法第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）」に改め、同表第四号中「及び第六十八条」を「（法第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）」に改め、同表第六号中「第四十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）」に改め、同表第六号中「第四十八条第八項」の下に「（法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第

令和五年十二月十三日

大分県報号外（規則）

一

七号中「第五十五条第一項」の下に「（法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第八号中「第五十六条第二項」の下に「（法第五十七条第二項（法第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）及び第六十八条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第九号中「第五十七条第一項」の下に「（法第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第十号中「第五十八条第一項」の下に「（法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第十一号中「第六十一条」の下に「（これらの規定を法第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第十二号を次のように改める。

十二 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号。以下「令和五年旅館業法等一部改正法」という。）附則第四条第二項の規定に基づき、許可営業者又は届出営業者の地位を承継した者（営業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。）の業務の状況について調査すること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の二十二の項の委任事項の欄に次の一号を加える。

十二 令和五年旅館業法等一部改正法附則第十条第二項の規定に基づき、食鳥処理業者の地位を承継した者（食鳥処理の事業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。）の業務の状況について調査すること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の三十四の項第七号を同表第八号とし、同表第六号の次に次の一号を加える。

七 令和五年旅館業法等一部改正法附則第五条第二項の規定に基づき、理容所の開設者の地位を承継した者（営業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。）の業務の状況について調査すること。

七 令和五年旅館業法等一部改正法附則第九条第二項の規定に基づき、美容所の開設者の地位を承継した者（営業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。）の業務の状況について調査すること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の三十六の項の委任事項の欄に次の一号を加える。

八 令和五年旅館業法等一部改正法附則第八条第二項の規定に基づき、営業者の地位を承継した者（営業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。）の業務の状況について調査すること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の三十七の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号

とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 令和五年旅館業法等一部改正法附則第六条第二項の規定に基づき、営業者の地位を承継した者（興行場営業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。）の業務の状況について調査すること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の三十八の項第二号中「及び第三条の三第三項」を「、第三条の三第二項及び第三条の四第三項」に改め、同項第三号中「又は第三条の三第一項」を「、第三条の三第一項又は第三条の四第一項」に改め、同項第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 令和五年旅館業法等一部改正法附則第三条第一項の規定に基づき、営業者の地位を承継した者の業務の状況について調査すること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の四十の項中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 令和五年旅館業法等一部改正法附則第七条第二項の規定に基づき、営業者の地位を承継した者（浴場業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。）に対し、業務の状況について調査すること。

別表第三のことも・女性相談支援センター長の部の三の款の一の項中「児童福祉法施行令」の下に「（昭和二十三年政令第七十四号）」を加え、同表の中津児童相談所長の部の二の項中「平成十二年法律第八十二号。」を削り、同表の食肉衛生検査所長の部の一の項中「昭和二十八年法律第百十四号。」を削り、同部の二の項の委任事項の欄に次の一号を加える。

三 令和五年旅館業法等一部改正法附則第四条第二項の規定に基づき、許可営業者又は届出営業者の地位を承継した者（営業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。）の業務の状況について調査すること。

別表第三の竹工芸訓練センター所長の部の一の項中「昭和三十九年大分県条例第四十二号。」、「（昭和四十一年大分県規則第百号）」及び「（昭和三十三年大分県規則第八十三号）」を削り、同表の土木事務所長の部の十一の項中「港湾区域等における行為の規制に関する規則」の下に「（昭和五十一年大分県規則第八号）」を加え、同部の十五の項中「昭和三十三年法律第三十号。」及び「（昭和三十六年大分県規則第四十九号）」を削り、同部の十六の項第十七号中「法第二十九条、第五十三条第一項等」を「これらの規定に規定する法」に改め、同部の十九の項中「昭和三十三年大分県規則第三十五号」を「平成二十年大分県規則第七十九号」に改め、同項第二号ただし書を削り、同項第十二号を同項第十三号と

し、同項第十一号中「第十五条」を「第二十六条第一項」に改め、ただし書を削り、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「第七条」を「第七条第二項から第四項まで」に、「申請、」を「申請並びに」に改め、ただし書を削り、同号を同項第十一号とし、同項第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「第二十三条の六第一項」を「第二十三条の七第一項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 法第二十三条の六の規定に基づき、建築士事務所の設計等の業務に関する報告書を受理すること。

別表第三の土木事務所長の部の二十五の項第一号中「第六十条」を「条例第六十条」に改め、同部の二十六の項中「平成十二年法律第百四号。」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県旅館業法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月十三日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第五十一号

大分県旅館業法施行細則等の一部を改正する規則

（大分県旅館業法施行細則の一部改正）

第一条 大分県旅館業法施行細則（昭和三十三年大分県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「法」という。」を削る。

第二条の次に次の一条を加える。

（譲渡に係る承認の申請書）

第二条の二 規則第一条の三第一項の申請書は、譲渡に係る旅館業営業承継承認申請書

（第一号様式の二）とする。

第一号様式中「7 旅館業法施行規則第一条第一項ただし書の適用の有無」及び「7 旅館業法施行規則第一条第一項ただし書の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことに関する書面」を削り、同様式の次に次の一様式を加える。

第1号様式の2(第2条の2関係)

譲渡に係る旅館業営業承継承認申請書

年 月 日

大分県知事 殿

<譲受人>

住所

氏名

年 月 日生

申請者

電話番号()

<譲渡人>

住所

氏名

〔法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名〕

下記のとおり旅館業の営業者の地位を承継したいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により申請します。

記

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 営業施設に係る許可番号
- 4 譲渡の予定年月日
- 5 旅館業法第3条第2項各号のいずれかに該当するときは、その内容

添付書類

- 1 旅館業の譲渡を証する書類
- 2 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款又は寄附行為の写し

第二号様式中「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」に改める。
第三号様式中「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に改める。
(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第二条 公衆浴場法施行細則(昭和三十三年大分県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、法とは、公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)」を削る。

第二条の次に次の一条を加える。

(譲渡に係る承継届書)

第二条の二 規則第一条の二第一項の届書は、譲渡に係る公衆浴場営業承継届(第一号様式の二)とする。

第一号様式中「7 公衆浴場法施行規則第1条ただし書の適用の有無」及び「7 公衆浴場法施行規則第1条ただし書の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書面」を削り、同様式の次に次の一様式を加える。

第1号様式の2(第2条の2関係)

譲渡に係る公衆浴場営業承継届

年 月 日

大分県知事 殿

住所

届出者

氏名

年 月 日生

〔法人にあつては、その名称及び事務
所の所在地並びに代表者の氏名〕

電話番号 () —

下記のとおり公衆浴場業の営業者の地位を承継したので、公衆浴場法第2条の2第2項の
規定により届け出ます。

記

- 1 公衆浴場の名称
- 2 公衆浴場の所在地
- 3 公衆浴場の許可番号
- 4 譲渡人の住所（法人にあつては、
事務所の所在地）
- 5 譲渡人の氏名（法人にあつては、
名称及び代表者の氏名）
- 6 譲渡の年月日

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人の場合にあつては、届出者の定款又は寄附行為の写し

（クリーニング業法施行規則の一部改正）

第三条 クリーニング業法施行細則（昭和四十年大分県規則第十号）の一部を次のように改
正する。

第二条の二の次に次の一条を加える。

（譲渡による承継届）

第二条の三 規則第二条の二第一項の届出書は、譲渡による営業者の地位承継届（第一号
様式の三）とする。

第三条中「第二条の二」を「第二条の三第一項」に改める。

第四条中「第二条の三」を「第二条の四第一項の」に改める。

第五条中「第二条の四」を「第二条の五第一項」に改める。

第一号様式中

「クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の適用」有 無」及び「4

クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の適用を受ける場合にあつては、当
該営業を譲り受けたことを証する書面」を「第〇〇」

第一号様式の二中

「クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の適用」有 無」及び「5

クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の適用を受ける場合にあつては、当
該営業を譲り受けたことを証する書面」を「第〇〇」を「第〇〇」の次に「第〇〇」を加える。

第1号様式の3(第2条の3関係)

譲渡による営業者の地位承継届

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

届出者

氏 名

年 月 日生

〔法人にあつては、その名称及び主たる
事務所所在地並びに代表者の氏名
電話番号() 〕

下記のとおり営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 譲渡人の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 - 2 譲渡人の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 - 3 譲渡の年月日
 - 4 クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - 5 クリーニング所の所在地
 - 6 無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号
 - 7 クリーニング所又は無店舗取次店に係る届出番号
- 添付書類
営業の譲渡が行われたことを証する書類

第二号様式から第四号様式までの規定中「3 クリーニング所の名称及び所在地」を

「3 クリーニング所又は無店舗取次店の名称

4 クリーニング所の所在地

5 無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号」に改める。

(興行場法の施行に関する規則の一部改正)

第四条 興行場法の施行に関する規則(昭和五十九年大分県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書を削り、同項第六号を削り、同条第二項ただし書を削り、同項第七号を削る。

第三条中「届出は」の下に「譲渡に係る興行場営業承継届(第一号様式の二)」を加える。

第一号様式中「6 興行場法の施行に関する規則第2条第1項ただし書の適用を受ける場合は、その旨」及び「7 興行場法の施行に関する規則第2条第1項ただし書の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書面」を削り、同様式の次の一様式を加える。

第1号様式の2(第3条関係)

譲渡に係る興行場営業承継届

年 月 日

大分県知事 殿

住所

届出者

氏名

年 月 日生

〔法人にあつては、その名称及び事務
所の所在地並びに代表者の氏名
電話番号() 〕

下記のとおり興行場の営業者の地位を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 興行場の名称
- 2 興行場の所在地
- 3 興行場の許可番号
- 4 譲渡人の住所（法人にあつては、事務所の所在地）
- 5 譲渡人の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
- 6 譲渡の年月日

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人の場合にあつては、届出者の定款又は寄附行為の写し

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正）

第五条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成四年大分県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

「相続

第四号様式中 合併により を開く、 「地位を承継した年月日 年 月 日」を

分割 」

「地位を承継した年月日 年 月 日
承 継 の 理 由 譲渡・相続・合併・分割

」を 「登記簿の謄本」や「登記事

項証明書」に改める。

（大分県理容師法施行細則の一部改正）

第六条 大分県理容師法施行細則（平成十二年大分県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（譲渡による地位の承継の届出）

第四条の二 施行規則第二十条の二第一項の届出書は、譲渡による理容所の開設者の地位承継届（第四号様式の二）とする。

第一号様式中「及び名称並びに」や「名称及び」に改める。

「理容師法施行規則第19条（第1項・第2項・第3項）ただし書の適用 有 無」及

び「6 理容師法施行規則第19条第1項ただし書、同条第2項ただし書又は同条第3項ただし書の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書面」を短くする。

第四号様式の次に次の一様式を加える。

第4号様式の2(第4条の2関係)

譲渡による理容所の開設者の地位承継届

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

生年月日

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり理容所の開設者の地位を承継したので、理容師法第 11 条の 3 第 2 項の規定により届け出ます。

記

- 1 譲渡人の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- 2 譲渡人の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- 3 譲渡の年月日
- 4 理容所の名称
- 5 理容所の所在地
- 6 理容所に係る届出番号

添付書類 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類

- 2 届出者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り。）

（大分県美容師法施行細則の一部改正）

第七条 大分県美容師法施行細則（平成十二年大分県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（譲渡による地位の承継の届出）

第四条の二 施行規則第二十條の二第一項の届出書は、譲渡による美容所の開設者の地位承継届（第四号様式の二）とする。

第一号様式中「及び名称並びに」を「、名称及び」に改め、

「美容師法施行規則第 19 条（第 1 項・第 2 項・第 3 項）ただし書の適用」有 無」及

び「6 美容師法施行規則第19条第1項ただし書、同条第2項ただし書又は同条第3項ただし書の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書面」を挿入。

第四号様式の次に次の二様式を加える。

第4号様式の2(第4条の2関係)

譲渡による美容所の開設者の地位承継届

年 月 日

大分県知事 殿

住 所
氏 名
届出者
生年月日
電話番号
〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり美容所の開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 譲渡人の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- 2 譲渡人の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- 3 譲渡の年月日
- 4 美容所の名称
- 5 美容所の所在地
- 6 美容所に係る届出番号

- 添付書類
- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
 - 2 届出者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り。）

（食品衛生法施行細則の一部改正）

第八条 食品衛生法施行細則（令和三年大分県規則第九号）の一部を次のように改正する。
第六条中「第六十八条第一項」を「第六十七条の二第一項、第六十八条第一項」に改める。

第三号様式中「第11条第1項」を「第13条第1項」に改める。

第四号様式中「第11条第1項」を「第13条第1項」に改め、「（事業譲渡の場合は省略三）」及び事業譲渡の項を削り、「許可番号」を「許可の番号」に改める。

第五号様式を次のように改める。

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

整理番号：
※申請前、届出前による記載は不要です。

大分県知事 殿

地位承継届

下記のとおり、許可（届出） 營業者の地位を承継（譲渡・相続・合併・分割）したので、食品衛生法（第56条第2項・第57条第2項）の規定に基づき届け出ます。

※ 以下の情報は、「食品衛生法施行規則」の目的に沿って、原則オープンブローカーとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンブローカーに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄)

※ 承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出地の要件確認等のために使用します。

届出者住所 <small>※法人にあっては、所在地</small> <small>（ふりがな）</small>	生年月日 年 月 日 生
届出者氏名 <small>※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名</small>	被相続人との続柄
郵便番号： 電子メールアドレス： 電話番号： FAX番号：	FAX番号： 法人番号：
譲渡した者の氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名） <small>（ふりがな）</small>	譲渡した者の住所（法人にあってはその所在地） 譲渡年月日 年 月 日
添付書類 <small>（ ・ 譲渡契約書の写し等、当事者による譲渡の意思が推定確認できるもの ・ 法人成りの場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書の写し等）</small>	
郵便番号： 電子メールアドレス： 電話番号： FAX番号：	FAX番号： 法人番号：
被相続人の氏名 <small>（ふりがな）</small>	
被相続人の住所 相続開始年月日 年 月 日	
添付書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の写し <input type="checkbox"/> 同意書（相続人が二人以上いる場合）	
郵便番号： 電子メールアドレス： 電話番号： FAX番号：	FAX番号： 法人番号：
合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名 合併により消滅した法人の所在地 合併年月日 年 月 日	<small>（ふりがな）</small>
添付書類 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書）	

(第2)

郵便番号： 電子メールアドレス： 電話番号： FAX番号：	FAX番号： 法人番号：
分割前の法人 分割前の法人の名称及び代表者の氏名 <small>（ふりがな）</small>	
分割前の法人の所在地 分割年月日 年 月 日	
添付書類 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（分割により營業を承継した法人の登記事項証明書）	

郵便番号： 電子メールアドレス： 電話番号： FAX番号：	FAX番号： 法人番号：
施設の所在地（自動車において調理する營業の場合は、当該自動車の自動車登録番号） <small>（ふりがな）</small>	
施設の名称、屋号、商号 <small>（ふりがな）</small>	
許可の番号及び許可年月日 <small>※許可營業の場合のみ記入</small>	營業の種類 備考
番号 年 月 日	
番号 年 月 日	
番号 年 月 日	
番号 年 月 日	
番号 年 月 日	
郵便番号： 電子メールアドレス： 電話番号： FAX番号：	FAX番号： 法人番号：
施設の所在地（自動車において調理する營業の場合は、当該自動車の自動車登録番号） <small>（ふりがな）</small>	
施設の名称、屋号、商号 <small>（ふりがな）</small>	
許可の番号及び許可年月日 <small>※許可營業の場合のみ記入</small>	營業の種類 備考
番号 年 月 日	
番号 年 月 日	
番号 年 月 日	
番号 年 月 日	
番号 年 月 日	
郵便番号： 電子メールアドレス： 電話番号： FAX番号：	FAX番号： 法人番号：
施設の所在地（自動車において調理する營業の場合は、当該自動車の自動車登録番号） <small>（ふりがな）</small>	
施設の名称、屋号、商号 <small>（ふりがな）</small>	
許可の番号及び許可年月日 <small>※許可營業の場合のみ記入</small>	營業の種類 備考
番号 年 月 日	
番号 年 月 日	
番号 年 月 日	
番号 年 月 日	
番号 年 月 日	

令和五年十二月十三日

大分県報号外（規則）

九

第六号様式及び第七号様式中「三年」を「二年」に、「第11条第1項」を「第13条第1項」に改め、「（事業譲渡の認可申請書）」を削り、「許可番号」を「許可の番号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（大分県旅館業法施行細則等の一部改正に伴う経過措置）
- 2 次に掲げる規定による申請又は届出は、この規則の施行の日以後に行われた営業の譲渡について適用し、同日前に行われた営業の譲渡については、なお従前の例による。
 - 一 第一条の規定による改正後の大分県旅館業法施行細則第二条の二の規定
 - 二 第二条の規定による改正後の公衆浴場法施行細則第二条の二の規定
 - 三 第三条の規定による改正後のクリーニング業法施行細則第二条の三の規定
 - 四 第四条の規定による改正後の興行場法の施行に関する規則第二条及び第三条の規定
 - 五 第六条の規定による改正後の大分県理容師法施行細則第四条の二の規定
 - 六 第七条の規定による改正後の大分県美容師法施行細則第四条の二の規定
 - 七 第八条の規定による改正後の食品衛生法施行細則第六条の規定
- 3 （改正前の大分県旅館業法施行細則等に定める様式による用紙に関する経過措置）
 - 一 第一条の規定による改正前の大分県旅館業法施行細則第一号様式から第三号様式までの規定
 - 二 第二条の規定による改正前の公衆浴場法施行細則第一号様式の規定
 - 三 第三条の規定による改正前のクリーニング業法施行細則第一号様式から第四号様式までの規定
 - 四 第四条の規定による改正前の興行場法の施行に関する規則第一号様式の規定
 - 五 第五条の規定による改正前の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則第一号様式及び第四号様式の規定
 - 六 第六条の規定による改正前の大分県理容師法施行細則第一号様式の規定
 - 七 第七条の規定による改正前の大分県美容師法施行細則第一号様式の規定
 - 八 第八条の規定による改正前の食品衛生法施行細則第三号様式から第七号様式までの規定